

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(平成 1 7 年条例第 6 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 号ア中「1 5, 8 0 0 円」を「1 6, 1 0 0 円」に改め、同号イ中
「7, 5 6 0 円」を「7, 7 0 0 円」に改める。

第 8 条中「7 円 5 1 銭」を「7 円 7 3 銭」に改める。

第 1 1 条中「2 7 円 5 0 銭」を「2 8 円 3 5 銭」に、「5 7 3, 0 3 0 円」
を「5 8 6, 9 0 5 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の下関市の議会の議員及び長の選挙における選挙運
動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」
という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日ま
でにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、下関市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担の限度額を改定するため。

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市立図書館の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市立図書館の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 1 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

下関市立豊北図書館	下関市豊北町大字滝部字幸神 1 2 4 4 番地 3 6
-----------	------------------------------

第 4 条第 2 号中「及び豊浦図書館」を「、豊浦図書館及び豊北図書館」に改める。

第 8 条から第 1 0 条までを削り、第 1 1 条を第 8 条とし、第 1 2 条を第 9 条とし、第 1 3 条を第 1 0 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（図書館協議会）

第 1 1 条 法第 1 4 条第 1 項の規定により、各図書館を通じて一の下関市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、1 0 人以内とする。
- 3 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、委員会が委嘱する。
 - (1) 図書館学専門家
 - (2) 図書館関係者
 - (3) 生涯学習関係者
 - (4) 教育関係者
 - (5) 公募に応募した市民
- 4 協議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 協議会の委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

第14条を第12条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年7月1日から施行する。

(下関市附属機関設置条例の一部改正)

2 下関市附属機関設置条例（平成22年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表 教育委員会の部 下関市立図書館運営協議会の項を削る。

提案理由

下関市立豊北図書館を設置し、及び図書館法に基づく下関市立図書館協議会を設置するため。

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市営住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下関市営住宅の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「豊田町」の次に「、豊浦町」を加える。

附 則

この条例は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき豊浦町の区域が過疎地域に指定されたことに伴い、当該区域に所在する市営住宅における入居者資格の特例について、他の過疎地域と同様の取扱いとするため。

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

下関市特定公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成 1 7 年条例第 2 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 1 条第 3 号」を「第 1 条第 4 号」に改め、同条第 3 号を次のように改める。

- (3) 同居親族等 親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。））、児童（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 7 条第 1 項第 3 号の規定により同法第 6 条の 4 に規定する里親に委託されている児童をいう。）又は親族に準ずる者として市長が別に定めるもの（以下これらを「親族等」という。）で、現に同居し、又は同居しようとするものをいう。

第 7 条を次のように改める。

（入居者資格）

第 7 条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 所得が中位にある者でその所得が規則で定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの

イ アに掲げる者のほか、居住の安定を図る必要がある者として規則で定める基準に該当するもの

ウ ア及びイに掲げる者のほか、同居親族等のない入居者の居住の用に供

する特定公共賃貸住宅については、同居親族等のない者であって、地域の実情を勘案して規則で定める基準に該当するもの

- (2) 市町村民税を完納していること。
- (3) 過去に特定公共賃貸住宅、市営住宅（下関市営住宅の設置等に関する条例（平成17年条例第272号）第2条第4号に規定する市営住宅をいう。）若しくは店舗（同条第3号に規定する店舗をいう。）又は高齢者向け公共賃貸住宅（下関市高齢者向け公共賃貸住宅の設置等に関する条例（平成18年条例第27号）第2条第1号に規定する高齢者向け公共賃貸住宅をいう。）に入居していた者にあつては、これらに係る家賃、駐車場使用料及び修繕費用に未納がないこと。
- (4) その者又はその者の同居親族等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第11条第1項中「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第13条第1項中「親族」を「親族等」に改める。

第14条第1項中「同居者」を「同居親族等」に、「親族をいう。以下」を「者に限る。以下この項及び第35条第1項第5号において」に、「同居親族」を「同居親族等」に改める。

第35条第1項第5号中「同居者」を「同居親族等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

提案理由

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、所要の条文整備を行うため。

字の区域の変更及び廃止について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、別表のとおり字の区域を変更し、及び廃止する。

なお、この字の区域の変更及び廃止は、国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 1 9 条第 2 項の規定による成果の認証があった日から効力を生ずる。

提案理由

下関市地籍調査事業豊北町調査区域（下関市豊北町大字北宇賀の一部）の実施に伴い、字の区域を変更し、及び廃止するため。

別表

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大 字北宇賀	門 ケ 畑	豊北町大 字北宇賀	や ね の 下	1 0 0 2 0 番	山 林
〃	〃	〃	出 頭	1 0 0 2 2 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 2 番 3	〃
〃	六 本 松	〃	〃	1 0 0 2 2 番 7	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 2 番 1 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 2 番 1 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 2 番 1 4	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 2 番 1 5	〃
〃	中	〃	岡 田	1 0 0 2 3 番	山 林
〃	〃	〃	森 ノ 口	1 0 0 2 4 番	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 4 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 2 4 番 第 1	〃
〃	薄 木	〃	池 待	1 0 0 3 1 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 3 1 番 3	〃
〃	〃	〃	尾 形 ケ 浴	1 0 0 3 5 番 1	〃
〃	沼	〃	〃	1 0 0 3 5 番 2	〃
〃	栗 ケ 迫	〃	〃	1 0 0 3 6 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 3 6 番 5	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 3 6 番 6	公衆用道路
〃	薄 木	〃	芋 峠	1 0 0 3 8 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 3 8 番 2	〃
〃	六 本 松	〃	〃	1 0 0 3 8 番 1 0	公衆用道路
〃	栗 ケ 迫	〃	芋 ノ 峠	1 0 0 3 9 番	山 林
〃	六 本 松	〃	倉 迫	1 0 0 4 0 番 3	〃
〃	沼	〃	〃	1 0 0 4 0 番 4	公衆用道路

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大 字北宇賀	六 本 松	豊北町大 字北宇賀	倉 迫	1 0 0 4 1 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 1 番 3	公衆用道路
〃	沼	〃	〃	1 0 0 4 1 番 4	山 林
〃	六 本 松	〃	〃	1 0 0 4 1 番 6	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 1 番 7	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 1 番 8	〃
〃	栗 ケ 迫	〃	末 殿 ノ 浴	1 0 0 4 4 番 3	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 4 番 5	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 4 番 6	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 4 番 7	〃
〃	源 内	〃	栗 ケ 迫	1 0 0 4 6 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 6 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 6 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 4	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 5	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 7 番 6	〃
〃	〃	〃	清 水 ケ 峠	1 0 0 4 8 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 8 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 8 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 0 4 8 番 5	公衆用道路
〃	栗 ケ 迫	〃	下 除	1 0 1 1 0 番 3	〃
〃	〃	〃	なめらケ浴	1 0 1 3 7 番 1	山 林

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大 字北宇賀	栗 ケ 迫	豊北町大 字北宇賀	なめらケ浴	1 0 1 3 7 番 2	公衆用道路
〃	沼	〃	寄 合 畑	1 0 1 4 3 番 1	山 林
〃	〃	〃	〃	1 0 1 4 4 番	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 4 5 番	原 野
〃	〃	〃	か り や	1 0 1 4 6 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 4 6 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 4 6 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	沼 ノ 上	1 0 1 5 1 番 2	山 林
〃	六 本 松	〃	〃	1 0 1 5 1 番 3	公衆用道路
〃	いらケ迫	〃	〃	1 0 1 5 1 番 9	山 林
〃	沼	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 0	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 4	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 5	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 6	〃
〃	六 本 松	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 7	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 8	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 1 9	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 2 0	〃
〃	〃	〃	〃	1 0 1 5 1 番 2 1	〃
〃	沼	〃	いらケ迫	1 0 1 5 4 番 3	〃
〃	寄 合 畑	〃	沼 ノ 上	1 3 5 8 2 番 1	山 林
〃	沼	〃	〃	1 3 5 8 2 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 4	山 林

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
豊北町大 字北宇賀	寄 合 畑	豊北町大 字北宇賀	沼 ノ 上	1 3 5 8 2 番 9	山 林
〃	栗 ケ 迫	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 4	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 5	〃
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 6	〃
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 7	〃
〃	〃	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 8	〃
〃	沼	〃	〃	1 3 5 8 2 番 1 9	〃
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 小型動力ポンプ付水槽車 1 台
- 3 取 得 価 格 5 9 , 7 3 0 , 0 0 0 円

提案理由

小型動力ポンプ付水槽車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

救急業務の高度化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 宇部市昭和町四丁目 1 1 番 5 3 号
有限会社藤中ポンプ店
代表取締役 藤 中 義 久
- 2 目 的 物 高規格救急自動車 1 台
- 3 取 得 価 格 3 5 , 9 7 0 , 0 0 0 円

提案理由

高規格救急自動車を取得するため。

財産の取得について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

財産の取得について

災害における消防力の充実強化を図るため、下記のとおり財産を取得する。

記

- 1 契約の相手方 広島市南区宇品神田五丁目 2 3 番 2 0 号
株式会社クマヒラセキュリティ
代表取締役 今 中 英 治
上記代理人 山口市朝田 1 0 2 7 4 番地 4
株式会社クマヒラセキュリティ山口支店
支店長 中 村 幸 一
- 2 目 的 物 消防ポンプ自動車 2 台
- 3 取 得 価 格 3 5 , 8 6 0 , 0 0 0 円

提案理由

消防ポンプ自動車を取得するため。

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について

上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 7 日

下関市長 前 田 晋 太 郎

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結について

安岡地区複合施設整備事業につき、下記のとおり事業契約を締結する。

記

1 契約の相手方

選定事業者 下関市綾羅木新町三丁目 7 番 1 号
株式会社モア・ザン・グリーン
代表取締役 宮 崎 克 史

2 事業名 安岡地区複合施設整備事業

3 契約の目的 安岡地区複合施設の設計、建設、工事監理、維持管理及び
運営等

4 契約金額 3,092,325,199 円

5 事業場所 下関市富任町五丁目地内ほか

提案理由

安岡地区複合施設整備事業に係る事業契約締結のため。